

小規模事業者持続化補助金に係る売上減少証明書の申請について

(1) 概要

現在中小企業庁が公募を開始している、小規模事業者持続化補助金(一般型)(小規模事業者が行う、経営計画に基づいた新たな販路開拓等、生産性向上に資する取り組みを行うために要する経費の一部を支援することを目的とした補助金)においては、新型コロナウイルス感染症による影響を受けながらも生産性向上に取り組む事業者を対象に、加点措置を講じることとなっており、加点事業者であることの証明書を府中市から発行いたします。売上減少証明書は、セーフティネット保証4号や危機関連保証の認定書でも代用が可能です。

また、当該補助金において、より大きく売り上げが減少し、交付決定後の概算払いを希望する事業者からの請求に基づいて、交付決定額の50%の概算払いを行う「コロナ特別対応型」が新設されました。この「コロナ特別対応型」のための売上減少証明書も府中市から発行いたします。(セーフティネット保証4号でも代用可能)。

(2) 対象中小企業者

次のいずれにも該当すること。

- ・府中市内に事業所があること。
- ・新型コロナウイルス感染症に起因する影響を受けた後、令和2年2月以降の任意の1カ月間の売上高実績が前年同月と比較して、**一般型は10%以上、コロナ特別対応型は20%以上減少していること。**()

() 創業1年未満で前年同月との比較ができない場合は、創業後申請する月の前月までの間の任意の連続する3箇月間の月平均売上高(A)と、当該期間の最終月(B)または当該期間以降の任意の1箇月(C)の売上高を比較してください。ただし、(B)または(C)については、令和2年2月以降とします。

(3) 必要書類

ア 証明申請書(府中市指定) **1通**

記入された金額に訂正があった場合、訂正印が必要になります。訂正印の押印が困難な方は、枠外に捨印を押印して下さい。

イ 証明申請書に記入した金額の根拠資料(月毎の売上げがわかる試算表、売上台帳等)

() 毎月の締め日が1日から30日でない場合は、締め日に応じた1箇月(1月20日から2月19日、4月5日から5月4日など)の売上高実績が確認できる書類

ウ 確定申告書(法人の場合は決算書の別表1、法人事業概況説明書)の写し(電子申告の場合はメール詳細を添付)

エ 履歴事項全部証明書(写し可)

< 申請・問合せ先 >

府中市生活環境部産業振興課商工係

TEL : 042-335-4142 FAX : 042-360-9370